

第1章 計画に関する基本事項

1 趣旨・背景

本計画は、交通政策全般にわたり、本市における政策目標や、施策の方向性などを提示することにより、市民、企業、交通事業者、関係行政機関等との協調した取組を一層推進し、横浜において、環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成20（2008）年3月に策定されたものです。

本計画策定後10年近くが経過した中で、超高齢社会^{用語1}の到来や訪日外国人旅行者の増加、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり、ICT^{用語2}の劇的な進歩など技術革新の進展等といった、社会情勢の変化に交通政策も対応していくことが求められています。

また、国の動向としても、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めた「交通政策基本法^{用語3}（平成25（2013）年12月）」が施行されるとともに、「交通政策基本計画^{用語4}（平成27（2015）年2月）」が策定されました。

さらに、本市都市づくりの基本となり、都市計画の方針を示した「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成25（2013）年3月）」が策定されました。

以上のような、社会・経済状況の変化や、本市都市づくりに関する計画を踏まえて、市内の人の移動を中心に、将来にわたり持続可能な交通の実現に向け、横浜都市交通計画の改定を行うこととしました。

2 位置づけ

本計画は、国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本理念を示した「交通政策基本法」の考えを基本としながら、国が総合的かつ計画的に講じるべき施策を位置付けた「交通政策基本計画」を踏まえたものとしています。

また、本市の「横浜市基本構想」や「横浜市中期4か年計画」、「横浜市都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市、福祉、環境、防災などの他の分野別計画と整合を図り、交通分野に関する政策体系を示すものです。

なお、国の動向や社会情勢の変化など必要に応じて計画を見直していきます。

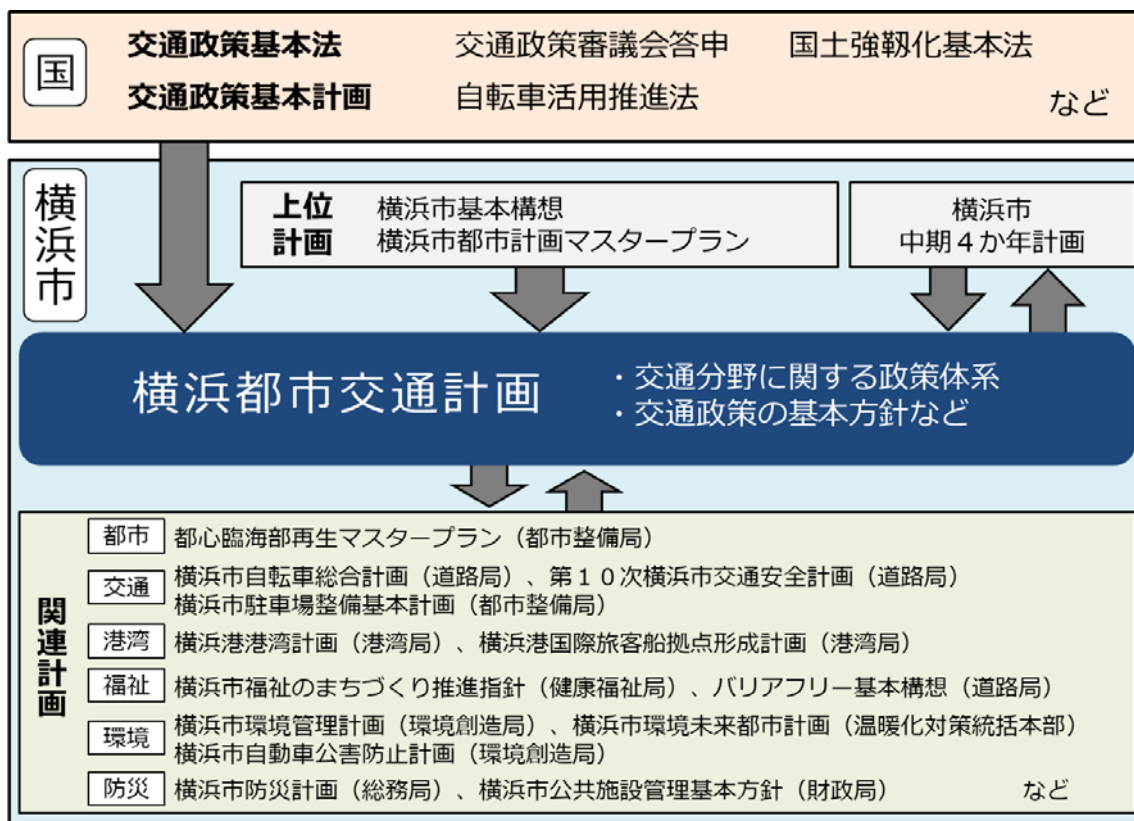


図 1-1 本計画の位置づけ

3 改定の主なポイント

本計画策定後に定められた、国の「交通政策基本法」や「交通政策基本計画」との整合を図るとともに、超高齢社会の到来や国内外からの来街者の増加、ICTの進展などの社会情勢の変化に合わせ、新たに福祉・観光・防災など他分野との連携を重視した計画としています。

具体的には、ドア・ツー・ドア^{用語5}の公共交通であるタクシーの活性化や福祉ニーズと連携した移動サービスの提供、観光・MICE^{用語6}施策と連携した都心臨海部の多様な交通手段の提供、防災や減災^{用語7}などの施策を新規・拡充しています。

4 目標年次

平成 42 (2030) 年頃

5 推進体制

本計画における交通施策は多岐にわたり、市民・企業、交通事業者、行政等関係する主体も多様であることから、計画の推進にあたっては、関係者が目標を共有し、連携して取り組むことが必要不可欠となります。

「市民・企業」は、交通サービスを受けるだけでなく、交通政策の目標の実現に向けて、公共交通の利用促進、相互扶助の取組を通じて、主体的に地域交通を支えていくことが期待されます。

「交通事業者」は、本計画の実現に重要な役割を有していることから、健全な事業体制を確保し、公共交通サービスを安定的に提供していくことが期待されます。

「国・自治体など行政」は、交通政策の目標を提示し、関係者の理解を深め、調整役としての役割を發揮することが期待されます。

このため、本市では、市民・企業、交通事業者、行政等が参加し、交通政策の推進等の意見交換を行う場を運営することで、本計画に関係する多様な主体が交通政策の目標や理念を共有し、責任と役割のもと、取組の連携強化を図っていきます。

横浜の交通政策推進体制

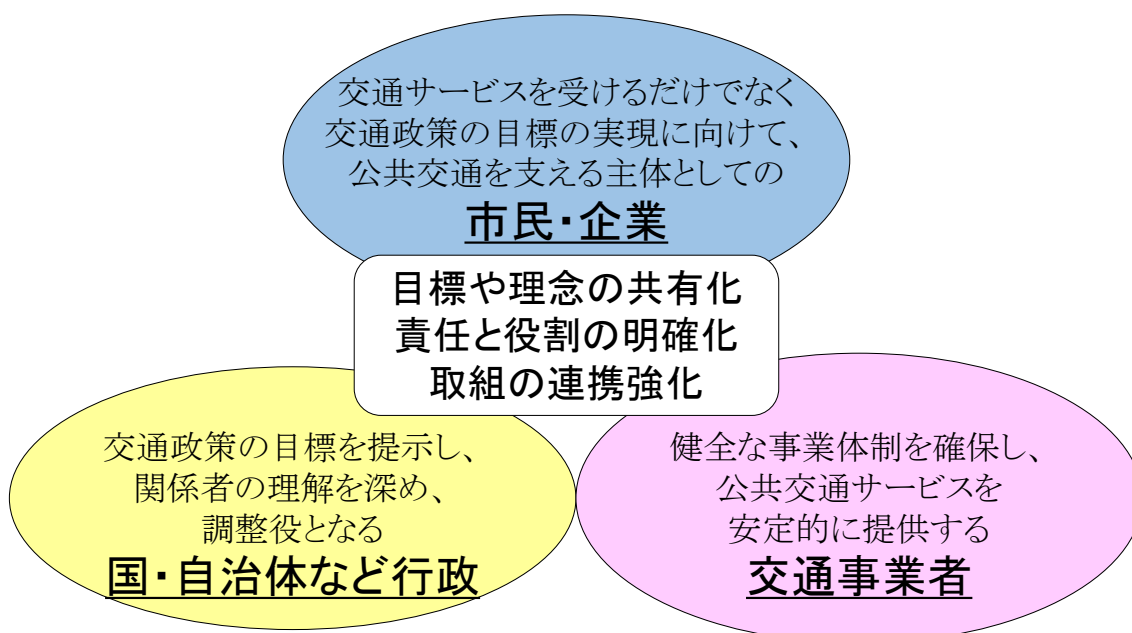


図 1-2 交通政策推進体制の概念図